

研究ノート

杉田定一の一側面（続）

池内 啓*

先きに杉田定一の旧宅（福井市波寄）に残された文書¹⁾の一部により彼の私生活の一側面を紹介した²⁾。本稿はそれに続くものとして残された一つの文書を中心に彼の公私にわたる生涯の一端を考察し、あわせて彼の自伝ともいえる『杉田鷄山翁』³⁾の構成と内容について若干の私見を述べておくものである。とりあえず先ずその一文書を紹介しておこう。それは彼の最初の妻「都賀」を失い、その所謂初七日に草した下記の一文書である。

祭岡部氏文 杉田定一

維明治十六年十月二十四日亡妻岡部氏一週日ニ当ルヲ以テ定一清酌庶羞ノ典ヲ以テ謹ンデ其靈ヲ祭ル夫艱難ヲ嫌ヒ安逸ヲ好ミ困窮ヲ避ケ富貴ニ就クハ人ノ常情季子窮シテ婦機ヲ下ラズ買臣貧シテ妻之ヲ去ル蓋シ偶然ニ非ルナリ余也賦性狂愚崎嶇輻輳頓蹉跌世ニ容ラズ卿之ヲ顧リミズ慨然我ニ投ズ吾実ニ其義俠ニ感ズ其ノ我ニ帰スルヤ僅カニ数日ナラサルニ余悠忽ニシテ鉄窓ニ下リ悠忽ニシテ病館ニ入り卿其間刻苦辛勵侍養看護怨ヲ空房ニ呑ミ哀ヲ夜月ニ懣ヘ寢席ニ就カズ頭梳飾セズ甚キハ血ヲ吐キ氣絶ヘ身ヲ以テ之ニ代ラント欲スルニ至ル吾実ニ其貞烈精誠ニ感ズ其獄ヲ出疾又癒ヘ聊カ共ニ閑日月ヲ娛マント欲スルニ当ツテヤ卿又不治ノ症ニ罹リ今也長逝ノ人トナル何ゾ卿ノ薄命ナル顧ミルニ余ガ母齡二十五ニシテ余ヲ棄テ今又卿二十五歳ニテ余ヲ置テ彼世ニ去ル何ゾ前後余ノ不幸ナル況ンヤ此深秋葉落風声漸瀝烟光慘愴蓬斷ヘ霜飛ビ雁悲ミ月苦ムノ時ニ於テヲ嗚呼卿艱難困窮余ガ報國ノ事業ヲ翼賛セント欲シ艱難ハ既ニ共ニシ困窮ハ既ニ均フシタルモ其功成リ志遂グルノ日ヲ見ズシテ去ル一念茲ニ至ツテ鉄腸寸裂然リト雖トモ人生夢ノ如ク浮世逆旅禍福常ナク窮通囹圄リガタ（以下欠）

文面の一部が欠落しており、一文にこめた彼の心情を、なお察し得ない点があるが、文面亡妻に対する彼の哀情が伝ってくるものがある。「人生夢の如く浮世逆旅禍福常なく窮通囹圄りがた」と述べている処には後に述べるごとく彼の心情をうかがうに十分なものがあろう。

彼は明治13年（1880）10月に出版した『経世新論』の筆禍で14年1月拘引され、裁判の結果9月に禁獄6ヶ月の刑が確定した。そしてその裁判係争中の5月に最初の妻である福井旧藩士岡部長の長女都賀を娶った。定一数え年31歳、都賀23歳、当時としてはやや晩婚に属するものであったろう。さて、この結婚について考えられることに家庭の事情が左右した点がいわれている。既に父仙十郎は還暦を過ぎ、心身ともにやや衰えを見せており、彼自身もしばらくは福井に定住し、よき伴侶を得て、一応の家庭生活を持つことを彼の周囲からも期待されていたであろうし、更には結婚を契機に新しい政治活動を所期した一面もまたあったことと思われる。この点に関し詩集『窮愁一適』のなかの詩吟にうかがわれる彼の心情が参考になろうか⁴⁾。それは都賀との婚をあげた5月に

* 福井大学名誉教授、元福井県史近現代史部会長

五月又赴金沢裁判所途上

半生遭過夢耶真	半生ノ遭過夢カ真カ
百鍊唯期驚鬼神	百鍊唯期ス鬼神ヲ驚カサンヲ
細雨蕭々芳崎駅	細雨シヨウシヨウ芳崎ノ駅
杜鵑声裏一行人	杜鵑ノ声裏一行人
三十日遂処禁獄六月不服上告之於大審院拘留中作	
仰憶邦家俯憶親	仰イデ邦家ヲ憶ヒ俯シテ親ヲ憶フ
憂心耿耿到鷄晨	憂心コウコウ鷄晨ニ到ル
誰知禍福循環理	誰カ知ル禍福循環ノ理
他日忠臣今罪人	他日ノ忠臣今ノ罪人

の2つの詩吟があるが、前掲の詩に采風社時代の同僚であった矢野駿男（燐溟）が評して「転結艶麗情在言外」と述べているごとく筆禍にあい禁獄にあった処生の一面と妻を得て新しい人生を歩みはじめんとするもう一つの面との交錯した惻々たる心情がうかがわれよう。また次に集思社時代以来終生の政友であった栗原亮一（後楽）が評して「詩人美人夢中相遇処何必須墨江之遠哉」と書いたごとく出獄を数ヶ月後にひかえて彼が新しい家庭生活に対するほのかな期待をその脳裏に浮べていたことを思わせないだろうか。それは次の2つの詩吟である。

夢遊墨江

桜花是雪柳絲煙	桜花是レ雪柳糸煙ル
駘蕩東風三月天	駘蕩タル東風三月ノ天
江北江南皆載酒	江北江南皆酒ヲ載セテ
詩人船接美人船	詩人ノ船美人ノ船ト接ス
送春	
惜花心昨待花心	花ヲ惜シム心マヘハ花ヲ待ツ心
獄裡送春感更深	獄裡春ヲ送ル感更ニ深シ
满地瓊葩香未冷	地ニ満ツル瓊葩香イマダ冷エザルニ
早看新葉緑成陰	早クモ看ル新葉ノ緑陰ヲ成スヲ

都賀に関して『鶉山翁』には『窮愁一適』のなかの左の一詩吟と栗原亮一の評語とを引用し、その妻帯がもっぱら家庭の事情であった点を述べている一か所のみである⁵⁾。それは「十二月二十日出福井病院下工街監獄」と題する一詩吟に続く「偶吟」と題するもので

震盪乾坤唯至誠	乾坤ヲ震盪スル唯至誠
欲將辛苦了斯生	マサニ辛苦コノ生ヲ了ラント欲ス
晨水合桶手彈裂	晨水桶ニアツマツテ手彈裂
夜雪侵衾夢屢驚	夜雪衾ヲ侵シテ夢シバシバ驚ク
憂国愛民元作病	憂国愛民元病トナル
忘妻擲父豈真情	妻ヲ忘レ父ヲ擲グ豈真情ナラン
枕頭無限凄凉意	枕頭限リナク凄凉ノ意

雲破木欄孤月明 雲破レ木欄ニ孤月明カナリ

後樂日至誠辛苦鶉山兄之本色○兄曾曰我為国家既供身誓不娶妻後聞有家情不得已遂娶妻無幾下獄妻字初入詩句蓋
基於此烈士美人松竹雙清○枕頭凄凉意獄裏人孰若閨中人

というものである。なお、彼が福井における政治活動を中絶し上京、都賀の死後半歳余の17年（1884）7月、二度目の所謂糟糠の妻「鈴」と結婚した。その経緯については定かではないが、『鶉山翁』には鈴との新婚生活を精述し、婚後間も無く渡清した彼が留守を守る新妻を詠じた

寄内

纒結金蘭忽遠征 ワヅカニ金蘭ヲ結ンデ忽チ遠征ス

夢魂夜夜到東京 夢魂ハ夜々東京ニ到リ

雲鬢霧鬢猶存眼 雲鬢霧鬢猶眼ニ存ス

夜月烟波遙惱情 夜月烟波惱情ヲ遥カニス

一世功名孕艱厄 一世ノ功名ハ艱厄ヲ孕ミ

千秋事業就精誠 千秋ノ事業ハ精誠ニ就ク

君磨學術吾經歷 君ハ學術ヲ磨キ吾ガ經歷ト

俱博人間第一名 トモニ人間第一ノ名ヲヒロメン

を引用し二度目の結婚を祝福し、杉田の新妻に寄す恋情を叙しているのである。それは最初の妻都賀に対する叙述と対照的である⁶⁾。晩年の彼にとって当然の心情であったともいえようが、また言の少きことが逆に情の濃さを示すことも一面あり得るとしても『鶉山翁』の両者に対する叙述には余りにも差異と明暗とを鮮明にしているきらいがあるやに思われるのである。

さて、都賀との生活はわずか2年数ヶ月で終り、16年10月18日肺疾により彼女はこの世を去った。彼と都賀との2年数ヶ月は彼の入獄と病床、そして出獄後は福井での彼の最も華々しく且つあわただしかった時期にあたる南越自由党の結成、北陸自由新聞の創刊そしてその両者の終焉と、彼の郷里福井での政治活動の最初の高揚と挫折の時期とまさに重なっていた⁷⁾。それは杉田にとって一日として寧日の無き日々であった。しかし他面都賀の病状が何時頃からは記録が無く定かではないものの、この期間杉田も福井に在住し、時に妻の実家岡部邸において彼女との生活を営んだことが想像出来る。それは15年12月頃、また16年6、7月頃の彼宛の書簡の住所が福井宝永中町16番地、岡部長方になっていることから想像出来よう。彼女とのあわただしい2年数ヶ月は一面彼の生涯にたとえ細々であれ、彼の脳裏の深層に残存していたのではないだろうか。そして何らかの意味合いにおいて二度目の妻鈴との生活のなかに明暗とりどりの影を落したのではなからうか。今そのことについて彼自身にたずねるよすがはないことである。

ここでしばらく『鶉山翁』の内容について見ておきたい。それは都賀との2年数ヶ月と平行する福井における民権運動の指導者としての15、6年期の彼の活動について全く一言も叙述されていないことである。『鶉山翁』の叙述によれば「経世新論と筆禍」「三度び獄裡の人と為る」に続いて「自由党成る」「板垣伯の岐阜遭難」「鶉山の出獄」そして以下「自由党の真精神と鶉山」「真剣なる国事犯」と彼の経世新論による筆禍事件以外はほぼ明治43年刊行の『自由党史』に依拠したと思われる叙述が続き、福井における彼の業績については、なに一つ述べられてはいないのであり、次いで「鶉山『興

重策』を著はす」で興重策全文が採録され、そのあと「自由党の為に献身」と続き、彼の中央における政歴のみが叙されているのである⁸⁾。

また同書のなかに『経世新論』についての集思社時代の政友「鳥居正功直話」なるものが載せられているが⁹⁾、そのなかで北陸自由新聞のことを「福井自由新報」と誤述しており、そのことを何ら訂正することなく記載している点、杉田自体の明治15、6年時の福井における政治活動に対する軽視がうかがわれようか¹⁰⁾。なお、一つの推測に過ぎないが、都賀との2年有余の生活への屈折した心情がそうさせたものだろうか。

そしてこの時期、彼の政治活動の手足となって活動した武生の青年政客達に対する軽視も『鶉山翁』の記述にうかがわれるのである。例えば長谷川豊吉に対する「杉田鶉山直話」なるものが記載されているが、それは全くそっけなく冷やかな語り方であり、豊吉が寅吉と、桂川が竜田川と誤記されたりしているものである¹¹⁾。それは16年3月越中高岡での北陸七州有志懇親会に彼が杉田と共に出席、そこでの演説「桂川自由の柵」で官吏侮辱罪にとわれ逮捕拘引された事件で、この事件は福井の民権運動家達に大きな衝撃を与えたものであり、杉田自身にとっても決して人ごとではなく、彼の身の上についても配慮するところがあった。今杉田の残した文書類のなかに「煮物」「玉子」「ワリゴ」「蜜柑」「ツリガキ」といった品々を長谷川豊吉の獄内に差入するための、彼の高岡警察署宛、差入物御願なるものも残されている。次に直話の一部を引用しておこう。

その頃自分の郷里に長谷川豊吉といふ一青年があった。まだ十七八の青年であったが、是非とも、遊説に伴って呉れと頼んだ。親達や親類の人々は、極力之れを止めたが、いうことを聞かない。仕方がないから自分は連れて行ってやった。すると寅吉が、或所で「竜田川自由のしがらみ」と題して演説をしたが、直ぐに拘引されてしまった。それで杉田さんが煽て、連れていったから、寅吉が引っ張られたのだと、大いに親達に怨まれたことがあった。云々

長谷川豊吉は南越自由党に参加、北陸自由新聞の通信員として活躍、当時、彼は杉田と形影相伴うといった形で政治活動に尽瘁していたのであり、直話のなかに流れている彼等との冷やかなものは、或いは時の流れといったものがしからしめたのだろうか¹²⁾。当時の長谷川豊吉と杉田との親密な関係を示すものとして杉田定一関係文書のなかに数通の長谷川の書簡が残っているがそのなかの15年11月14日付の1通を紹介しておこう。文面当時における両者の関係がうかがわれよう。それは以下のごときものである¹³⁾。

時已ニ碎雨零煙ノ天ニ向ヒ落梧索々墜テ声有ルノ日多少国事ニ心ヲ勞スル者ハ必ズヤ感慨ノ鬱勃スル所アラン況ンヤ非常熱心ノ君ニ於テオヤ一別以来御容体奈何ニ御座候哉定めて御羈勞ノ程容易ナラザルト奉存候生儀帰宅後一様有志ニ面晤候哀ノ在ル所縷々談候又将来ノ事迄ニ談及シ已ニ当今ニ至リテハ友愛社ハ武生壯年ノ團結ニ着手シ歐盟社ハ郡中聯結ノ事ニ昨今ヨリ愈々奔走致居候得者先々御安神被下候付テハ松村才吉氏都合ニより出福スル能ハズ内田甚右衛門氏明日出版武生無人而レトモ生等間ニ在リテ一層努力ノ心算ニ候得者呉々も御配慮被下間敷候又生鄙見述度儀ニ今度迂生ヘ向ケ板垣退助君の君の出京本部党務ニ尽力セラレントノ意ナレドモ生ノ愚考ニテハ中々以テ君ガ出京セラル、ノ時ニアラズ殊ニ新聞政党團結と差当リタル要件ノ湧出シタル今日ニ至リテハ君ノ一寸モ南越ヲ離ル、ノ際ニアラザルハ生ノ深く信シ疑ハザル所ニシテ且ツ偏ヘニ君ニ懇望スル所也武生有志中ニモ議論漸ク百出ノ有様ナレトモ今日ノ有様如斯ノ次第柄ナレバ是非当分ノ中ハ出京御見合ス方ニ断念有之度候委

細ノ儀ハ尚内田謙太郎氏ニ付テお聴とり有之度他ハ拜芝万々 多々乱筆乞判読 長谷川豊吉

十一月十四日夜認ム

杉田定一君 剣右

岡部広君にも宜敷御伝志奉祈候 南越自由党規約活版摺上次第御送被下度候

更に彼が21年外遊から帰朝後、所謂大同団結時の福井における彼の政歴、即ち南越倶楽部の興廢を通じての経緯¹⁴⁾ に関しては全然叙述がなく、これまた『自由党史』に依拠したと思われる「大同団結と愛国公党」¹⁵⁾ があるのみである。総じて議会開設以前の彼の郷里福井における具体的な政歴に関してはおおむね述べられていないのである。

ちなみに議会開設後の政治活動が杉田にとって県全域というよりも選挙区即ち第二区の坂井、吉田両郡にある程度しぼられ、福井県全域での政治活動のなかでつちかわれた人脈が選挙区関係に移動したことをも考え合わされようか。かつて15、6年時主として政歴を共にした武生での人脈が20年代のなかばには途絶し『鶉山翁』に全くその面影をとどめなくなったことも晩年の杉田にとっては当然のことだったやも知れない。このことについては別途考察しなければなるまいと考える。

ここで再び明治16年の春に話を戻そう。

16年春は南越自由党、北陸自由新聞の終幕の時期であり、彼が16年8月に書いた『興亜策』の諸言に述べて「春來、百時轆軻加ラルニ爺中症ニ罹リ半身不随トナリ妻肺疾ヲ患ヒ旦夕將ニ長逝ノ鬼トナラントシ感慨蟻集悵鬱極矣此頃城西山寺ニ投ジ」と書いているごとく公私ともに最悪の状態であった¹⁶⁾。

先ず1月に父仙十郎が病にたおれた。そして病状がしばらく一進一退の状況が続いたようである。これらのことについては後年杉田の履歴に大きなしみとなることになった明治27年の故殺未遂事件の相手である異母弟謙彬（当時数え年17歳）が波寄より在福井の杉田に報じた稚拙な報告書簡が数通残っている。また3月頃山代温泉に出養生の父仙十郎から北陸七州有志懇親会に出席中の杉田に宛てた葉書、またこの頃の杉田への来簡のなかに仙十郎の病状を見舞ったものが数通残っているのである。以下にこれらの書簡等を紹介しておくことにする。

○

杉田定一様 急要

寄語倍々御壯健欣喜此事二候就而尊父今夜不図容易ナラザル篤疾込ノ然起リ夫レヨリ諸々私共心配相致シ真ニ砂子坂村医師高橋。高桑兩人ヲ誘ヒ至ル処相談ジ然ル処医者ノ言ニ曰ク該痛ハ置キ棄テ難キ余等如何ノ意考ニ及ブ処ニ非スト明言セラル、ヤ再三相談シ速時阪井港吉川精一氏ヲ誘ント人ヲ駿シラシメ若シ同人不在ナラバ他ノ大島医ヲ誘フ様ニ致シ置キ候仍テ此段ノ処至急相御報知申上候漸時ノ間モ手後レニ運テハ甚ダ不都合ノ次第取不敢御伝報相致ス猶ホ亦タ御在福ノ大武氏ナリ高桑氏ナリ右両医ヲ御誘ヒ為シ下サルカ御鑒考為シ下サレバ誠ニ有り難ク存ジ候遽カニ驚キ御知ラセ乱筆御免早々頓首

杉田定一様

明治十六年一月廿五日 謙彬

容体書

昨夕ヨリ未タ何ノ変リ莫シ小便度々之レ有り 大便一度アリ ○杉田市之助氏ハ雪太郎ヲ刑事ニ出訴シ今月三日

ノ呼び出シ成ル由シ

二月二日

御尊兄様 杉田謙彬再拜

容体書 杉田仙十郎

昨夜之如キ胸ネ甚ダ悪シク コウキユウ実ニ妨グ○大便ノ記 今夜大便一度之レ有り小便度々之レ有り

定一様 謙彬拜

二月三日 夜 乱筆御免為シ下サレ度

福井ニ而 御尊兄様

容体書 杉田仙十郎

一 左腕之事 昨夜ヨリ指ビ先キ動ク

一 心気之事 精神至テ心善シ

右身体其ノ外カ何レノ変リ莫シ以前之如

杉田定一様 謙彬拜

二仲 仙十郎儀近々不遠出福之由シ

二月十八日

北陸七州有志懇親会ニテ杉田定一宛

昨九日午後四時山代温泉荒屋方迄到着ス猶オ当地江御出起相待チ候也

三月十日発兌

さて、新妻である都賀は杉田の政治活動の拠点が福井であり、更に杉田家の家庭事情（仙十郎と20歳年下の定一には継母にあたる後妻だけ（天保11年生）と異母弟謙彬（明治元年生）と同じく異母妹とら（慶応元年生）との4人の家族構成）等により前述のごとく波寄から実家の岡部邸に杉田と共に移っていたものと思われ、そしてまたこの年の春頃より、おそらく体調を崩し、実家で療養生活に入ったものと考えられる。やや後日になるが、明治16年（1883）7月7日付の杉田宛栗原亮一の書簡に尊大人御令聞此頃御罹疾之由云々の文面がある。

福井における政情も有終の美をおさめ得ないなか杉田の関心は漸次中央政界に向きつつあり、また中央からの彼に対する期待もよせられつつあった。また中央での政局も動きつつあった。16年6月22日板垣退助が外遊から帰国、自由党本部の動きも慌ただしくなりつつあった。本部から彼の上京をうながす連絡等も入って来ていた。8月20日板垣を迎え大阪中之島自由亭で関西自由懇親会が開催されることになった。この会合に杉田も岡部広を伴って参加することになった。そしてその頃都賀の病状は一路悪化をたどっていたのである。今8月16日在大阪の杉田に出された岳父岡部長の一通の書簡と都賀の容体書なるものが残されているが、今それらを読む時、当時の杉田をめぐる慌ただしくそして悲壮な状況がふつふつと浮んで来るものがある。それは以下の書状である。

愈御壯健と敬賀ニ候 陳ハ懇親会ハ廿日ニ相成し事乎都賀容体ハ十三四日ハ余リノ大暑故歟都合モ能クナク心痛
罷居リ候処昨日十五日より又快気ニ相成候尚昨夕高桑氏来診熱脈度共減少シ宜敷トヤ聞シ也半日ハ高桑丁日ハ大
武ト両氏隔日ニ来診ニ相成ル事ナリ○容体ニ異変デモアリタル節ハ直ク電信を以報道いたしたし。広ヘハ書状等
を遣サズ候間宜敷御伝声を御願致し申候一統無事御安心被下度勿々不具

八月十六日 長

定一君

此間御養護專一禱ルナリ

都賀容体書

両三日ハ土用中ニモ無之ノ残暑苛酷故歟昨朝今朝モ少量ニハ候得共吐血致シ熱度モ進ミシナリ食ハ昨近ハ近頃ノ
半量ナリ熱度ハ

八月十一日

午前三時 三十七度八分半

八時 三十七度二分

午後三時 三十八度七分半

八月十二日

午前正一時 三十八度四分半

七時 三十七度三分余

午後三時過 三十八度七分

八月十三日

□時二十分 三十九度

前七事 三十八度余

后三時十五分 三十九度二分

七時 三十八度六分半

右之通ナリ尚亦異変アリ候ヘバ直ク及電報ヘシ

そして彼は大阪より帰福後小山谷瑞源寺に寄偶して「興亜策」を草しつつ、妻の最後の看護にもあ
たったものと思われる。そのことは前述の『興亜策』の緒言が物語っていよう。都賀の死後彼はしば
らく岡部邸に起居し、11月16日自由党臨時大会に出席すべく上京し、しばらく福井での政治活動は中
断されたのである。

『興亜策』は彼の次なる中央での活動の出発を意味するものであり、そのための政治的宣言でも
あった。福井における公私に渉る生活経歴への思いが去来するなかで書き綴られたものであり、特に
都賀との生活の終焉を予期しつつ彼女への哀惜の思いを秘めつつまた新生活への覚悟を育てながら書
いたものと思われる。

かつて『経世新論』の筆禍で下獄した当時の詩吟を「窮愁一適」と名付けて出版することを準備
していたものの当時の彼の公私に渉る事情がそれを許さなかった。後年糟糠の妻鈴の死後その一周忌
を終えた大正6年の冬『鶉山詩鈔』を刊行し、その冒頭に明治16年の旧稿「窮愁一適」を置いたので

ある。それは彼にとってその政歴に平行して書き続けて来た詩吟の集大成であったとともに亡妻鈴に対する追吊の詩集でもあった。しかし自から「鶉山詩鈔発行に就ひて」のはじめに「余、小壮より自由民権を主張し、内は、憲政を樹立し、外は、対外政策を確立せんが為に奔走せり。国事の為に死生を度外に置き、天下を取るか首を取らるゝかは、当年の理想なりし也」と書きつづった時に明治15、6年当時の自からの政歴が、また最初の妻都賀とのほかなかった生活の一端が去来しなかったろうか。もしも彼の脳裏に彼女との短い生活への思い出が一点の影をも残していなかったとすれば、いささか空しい思いがしないでもなかろう。たとえそれが第三者のきままな憶測に過ぎないとしてもある。

注

- 1) 杉田は最晩年自伝を出版する用意として歴大な史料を旧宅に集め残していたが、昭和31年頃、これらのほとんどが大阪経済大学に移され、現在「杉田定一関係文書」として同大学附属図書館に所蔵されている。そして平成19年3月、日本経済史研究所編『杉田定一関係文書目録』が同図書館により刊行された。またこれらの文書類の大部分はマイクロ化され福井県文書館でも保管されている（コマ数 36395、点数 1552点、複製本にして259冊、ただし未公開）。なお、その際に取り残された若干の文書類が数年後福井大学政治学研究室にゆずられ、現在は県文書館に保管されている（池内啓収集文書）。
- 2) 『福井の文化』第2号（福井県文化振興事業団、1983年）。
- 3) 雑賀鹿野編著『杉田鶉山翁』鶉山会、1928年、（以下『鶉山翁』と略記）同書は自伝的性格から若干顕彰的な一面があり、また時に本人の記憶違いによる誤記の箇所がかなり見出される。
- 4) 『窮愁一適』については、解説めいたことを拙著『福井置県その前後』（福井県郷土誌懇談会、1981年）の一節で書いたが、その当時、彼の詩情をかきたてたと思われるその私生活の一面を充分考察していなかったことを附記しておきたい。
- 5) 『鶉山翁』490-91頁。
- 6) 『鶉山翁』571-72頁。なお、また鈴に関しては同書の末尾の追補余録に「すゞ子夫人」の一節をもうけ、夫人の功績につき述べているのである。鈴については『福井県史』しおり（資料編11近現代二、1985年）で鈴の病状を知らせ一千円の無心を書いた大正5年5月13日付村忠治宛杉田の書簡を紹介し、鈴に対する杉田の晩年の心情について述べておいた。なお残された文書類のなかに晩年（60歳前後の頃か）彼が易占に凝っていたかとも思われる墨書のメモ様のものが残されていたことを附記しておきたい。それは下記の簡単なものである。
 明治十七年七月十三日結婚
 明治十七年八月九日入籍
 慶応元年 乙丑 五月十日生すず
 嘉永四年 辛亥 六月二日生
 男 五黄 性ハ 意見 運氣
 女 九紫 合ス ハ違背 妨ゲナシ
 一片のメモ様のものが我々に何を語りかけているかは定かではない。しかし彼が結婚というものに若干拘っていたことが推測できようか。
- 7) 福井での政治活動については、『福井県史』通史編5近現代一、1994年刊の拙稿「政党の誕生」の項（119-133頁）を参照されたい。
- 8) 『鶉山翁』465-560頁。
- 9) 『鶉山翁』486-87頁。
- 10) 北陸自由新聞時代、杉田と寝食を共にして活動した岡部広のことを語っておかねばならない。彼は杉田より5年の年下であり（安政3-大正12）あわら市伊井の秀真観寿の三男に生れ、長じて都賀の妹「多賀」と結婚、岡部家の後嗣となった人物である。彼は後年杉田とは政治上の立場を異にし、時には対立する時期もあった。また性格上にも相入れぬものがあつたやに思われる。この岡部との公私に渉る関係もまた晩年の杉田にとって明治15、6年時の記憶のなかに苦々しいものがひそんでいたのではないだろうか。
- 11) 『鶉山翁』554頁。
- 12) 武生の民権運動関係者については、前掲『福井置県その前後』の「II、青年の群像の（慷慨新誌、自由黨員名簿）」の項（61-107頁）で若干述べておいた。参照されたい。
- 13) 以下引用する書簡もすべて同じく杉田定一関係文書よりのものである。
- 14) 南越倶楽部については、前掲『福井県史』の拙稿、「大同団結運動と南越倶楽部」の項（198-219頁）を参照されたい。
- 15) 『鶉山翁』614-22頁。
- 16) 『鶉山翁』543-44頁、なお「城西山寺」の城が欠落、西山寺と誤記、西山寺なるものは存在しない。城西の山寺、瑞源寺のことである。

